

(仮称) 横浜市空家等の適切な管理に関する条例案の骨子に係る パブリックコメントの実施について

平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「法」)が施行されたことを受け、本市では「横浜市空家等対策計画」(平成 28 年 2 月策定、平成 31 年 2 月改定)に基づき、総合的な空家等対策を推進しています。

適切な管理が行われていない空家等は、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには、倒壊等による生命や身体への危険を生じさせる恐れがあるため、これまで、所有者等への指導強化等の取組を進めてきましたが、今後も、空家等が増加していくことが予想される中、より一層の対策が必要です。

そこで、所有者等の責務を明確にし、所有者等による自主改善を促進するとともに、所有者等がいない場合などは、外壁の剥離等により重大な危険が迫っているときに、行政が応急的に危険を回避する措置を講じることができるよう、条例案の骨子をまとめました。

これについて、幅広く市民の皆様の御意見を伺うため、パブリックコメントを実施しますので、お知らせします。

【パブリックコメントの概要】

- 1 募集期間
令和 2 年 10 月 1 日 (木) ～令和 2 年 10 月 30 日 (金)
- 2 意見募集リーフレットの配布場所
市役所市民情報センター、各区役所広報相談係、建築局建築指導課等で配布するほか、市ホームページにも掲載します。
- 3 意見提出方法
ハガキの郵送、F A X、電子メール又は建築局建築指導課に持参
- 4 その他
記者発表の実施のほか、広報よこはま 10 月号でもお知らせする予定です。

【スケジュール (予定)】

令和 2 年 11 月 パブリックコメントの結果公表
令和 3 年 2 月 条例案を市会に提出

【添付資料】

意見募集リーフレット

(パブリックコメント、条例案の骨子について)

担 当：建築局建築指導課 大橋、長谷川、新川、陣内
電 話：6 7 1－4 5 3 9
F A X：6 8 1－2 4 3 4
E-mail: kc-anzen@city.yokohama.jp

(総合的な空家等対策の推進について)

担 当：建築局住宅政策課 小菅、澤田、小澤
電 話：6 7 1－2 9 2 2
F A X：6 4 1－2 7 5 6
E-mail: kc-akiya@city.yokohama.jp